名古屋大学医学部附属病院における治験関連書類への押印省略に係る運用手順書
新旧対照

現行条文	改正条文
（省略）	（省略）
附則 この運用は、令和4年10月1日より施行。	附則 この運用は、令和4年10月1日より施行。 附則 この運用は、令和5年9月22日をもって廃止する。ただし、令和5年9月22日以前の名古屋大学医学部附属病院における治験関連書類への押印省略に係る運用については、なお従前の例による。